居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導 重要事項説明書兼同意書

個人情報保護利用同意書

医療法人 和香会 倉敷スイートホスピタル

1 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導事業者の概要

名称・法人種別	医療法人 和香会
代表者名	理事長 江澤 和彦
所在地•連絡先	(住 所) 倉敷市東塚5丁目4番16号
	(電 話) 086-455-5111
	(FAX) 086-455-5136

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	医療法人和香会 倉敷スイートホスピタル
所在地・連絡先	(住 所) 倉敷市中庄3542番1
	(電 話) 086-463-7111
	(FAX) 086-463-2111
事業所番号	(医科)3330212927 (歯科)3330252929
管理者の氏名	院長 松木 道裕

(2) 事業の目的及び運営の方針

倉敷スイートホスピタルが実施する居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導 (以下「居宅療養管理指導等」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運 営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある者(以下「要介護者等」という。) に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

指定居宅療養管理指導等は、要介護者等が居宅等において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 事業所の職員体制

従業者の職種	員 数
管理者	1名
医師・歯科医師	1名以上
薬剤師	II
管理栄養士	n
歯科衛生士	II

(4) 営業日

営業日	営業時間	
月曜日~土曜日	8:30~17:30	

3 サービスの内容と費用

(1) サービスの内容

居宅	と療養管理指導の種類	内容
1	医師、歯科医師が行う	担当の医師、歯科医師が、通院が困難な利用者に対しその居
	居宅療養管理指導、	宅を訪問して行う計画的、継続的な医学的管理(又は歯科医
	介護予防居宅療養管理	学的管理)を基に、利用者が居宅サービス計画作成を依頼す
	指導	る居宅介護支援事業者及び居宅サービスを利用するその他
		の事業者に対して居宅サービス計画の策定等に必要な情報
		提供を行います。
		また、利用者もしくはその家族等に対する居宅サービス利用
		上の留意点、介護方法等について、指導及び助言を行います。
2	薬剤師が行う居宅療養	医師、歯科医師の指示に基づき、薬剤師が利用者の居宅を
	管理指導、介護予防居宅	訪問し、利用者に対して薬学的な管理指導を行います。
	療養管理指導	
3	管理栄養士が行う居宅	担当の医師の指示に基づき、管理栄養士が利用者の居宅を
	療養管理指導、介護予防	訪問し、具体的な献立に従って実技を伴う指導を行いま
	居宅療養管理指導	す。
4	歯科衛生士等が行う居	担当の歯科医師の指示に基づき、歯科衛生士等が利用者の
	宅療養管理指導、介護予	居宅を訪問し、療養上必要な指導として利用者の口腔内で
	防居宅療養管理指導	の清掃又は有床義歯の清掃に関する実地指導を行います。

(2)費用(別紙「利用料について」をご覧ください)

4 サービス提供の記録等

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導を行った際には、診療録に具体的な指導内容を記載致します。

5 事故発生時の対応・賠償責任

- (1) 当事業所の提供するサービスによる事故が発生した場合は、速やかに市町村及び 扶養者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事 故に際して取った処置について記録します。
- (2) 当事業所の提供するサービスに伴って、利用者さまに損害を与えた場合には、その損害を賠償します。

但し、自らの責に帰すべき事由によらない場合にはこの限りではありません。

6 緊急時の対応方法

利用者さまの主治医への連絡を行い医師の指示に従います。主治医への連絡が困難な 場合は救急搬送等の必要な処置を講じます。また緊急連絡先にご連絡いたします

7 秘密の保持・個人情報保護

当事業所とその従事者は、当事業所の「個人情報保護規定」に沿い、業務上知り得た利用者さま又は代理者さま若しくはそのご家族さま等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。また、事業所の従事者であった者が正当な理由なくこれらの秘密を漏らすことがないように措置を講じています。また、当該規定に定めている利用目的以外には、その個人情報は利用しません。

8 虐待防止の対応

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

また、事業所は、当該施設職員または擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等 関係機関に通報します。

9 苦情等の窓口

- (1) 当事業所は、利用者さま等からの苦情・相談を受け付け、迅速かつ適切に対応する為に常設の窓口を設置し、担当者を配置しております。
- (2) 当事業所は、利用者さま等が苦情の申し立てを行われた場合、これを理由として何らの差別待遇は致しません。

常設窓口〔24時間対応〕

倉敷市中庄3542番1

倉敷スイートホスピタル

管 理 者:松木 道裕

リスクマネージャー:中塚ゆかり

TEL (086) 463-7111

FAX (086) 463-2111

公的窓口

(倉敷市介護保険課)

倉敷市保健福祉局保険部介護保険課

TEL (086) 426-3343

FAX (086) 421-4417

〔月~金 8:30~17:15 (祝日を除く)〕

(国保連苦情処理相談窓口)

岡山県国民健康保険団体連合会

TEL (086) 223-8811

〔月~金 8:30~17:00 (祝日を除く)〕

当事業者は、	重要	事項説	明書に基づいて、	居宅療養管理指導、	介護予防居宅療養管理指導
のサービスト	内容及	び重要	事項の説明をしる	ました。	
令和	丰	月	日		

岡山県倉敷市中島	E3542番1
医療法人和香会	倉敷スイートホスピタル

그사 머머 🕂	
記明者	•
いれつ1日	<u>:</u>

居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導にあたり、重要事項説明書に関して、十分に説明するとともに、同意の証として本書2通を作り、利用者、代理者、および当事業所が記名、押印してそれぞれ1通を保有するものとします。

利用者さま	住所	
	氏名	印
代理者さま	住所	
	氏名	印
事業所	岡山県倉敷市中庄3542番1 医療法人和香会倉敷スイートホス 理事長 江澤 和彦 月 TEL086-463-7111]

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当院のすべての職員は、法人理念の下、利用者さまへ安全で適切な介護サービスを 提供するよう努めています。利用者さま等の個人情報保護につきましても重要な 責務のひとつと位置づけています。

▶ 個人情報の収集、利用目的及び第三者への提供について

利用者さま等の個人情報は、必要な範囲で適正な取得又内容の正確性の確保に努めます。その利用につきましては、予め利用者さま等に利用目的をお知らせし、その同意を得ます。第三者への提供は同意の範囲を超えた提供はしません。

▶ 個人情報の安全管理について

利用者さまの個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩及び不正アクセスなどに対する安全管理体制の構築に努めます。

▶ 個人情報の開示、訂正及び利用停止について

利用者さま等からご本人の個人情報(療養記録等)の開示を求められた場合には遅滞なく内容を確認し、当院の開示規程に従って対応します。また訂正や利用停止を求められた場合にも調査を行い適切に対応します。

▶ 関係法令等の遵守について

利用者さまの個人情報の取り扱いに関し、法律、施行令、ガイドライン他の規範を遵守し、規程を策定し、継続的な改善を図るように努めます。

▶ 苦情相談の窓口

利用者さま等の個人情報に関するご質問、ご相談のお問い合わせ等は、 支援相談員、他スタッフにお電話、口頭等のお申し出により早急に適 切に対応し報告します。

個人情報利用の同意書

個人情報の利用目的

当院での利用

- 介護保険事務
- 介護サービスの利用者さまに係る管理運営業務
 - 会計・経理
 - 事故等の内部報告
 - 当該利用者さまの介護サービスの向上

他の事業者等への情報提供(第三者提供)

- 当院が利用者さま等に提供する介護サービスのうち、
 - 当該利用者さまに居宅サービスを提供する他のサービス事業者や 居宅介護支援事業所との連携(サービス担当者会議等)、照会への 回答
 - 家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち、
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料

法令上、当院が行うべき義務

- サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- 居宅介護支援事業者等との連携
- 利用者さまが、偽りその他不正な行為によって保険給付を受けて いる場合等の市町村への通知
- 利用者さまに病状の急変が生じた場合等の主治医師への連絡等

行政機関等の報告徴収・立入検査等

- 市町村による文書等提出等の要求への対応
- 厚生労働大臣又は都道府県知事による報告命令、帳簿書類等の提 示命令等への対応
- 都道府県知事による立入検査等への対応市町村が行う利用者さまからの苦情に関する調査への協力等
- 事故発生時の市町村への連絡

△≠□	年		
令和	'	月	日

医療法人和香会 倉敷スイートホスピタル 院長殿

私(利用者及び家族等)の個人情報は、上記の利用目的で利用することに同意します。 利用に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。第三者 に提供する場合には、会議名、相手方、内容等の経過を記録しておくことを条件とします。 (その他の条件:)

利用者氏名:	(FI)
代諾者氏名:	(FI)

(別紙) 利用料について

※1月に2回を限度として(1回あたり)

居宅療養管理指導の種類	対象者、利用料
1 医師が行う	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
居宅療養管理指導	単位 515 1割負担 515 円 2割負担 1,030 円 3割負担 1,545 F
介護予防居宅療養管理指導	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
	単位 487 1割負担 487円 2割負担 974円 3割負担 1,461F
	(3) 単一建物居住者10人以上に対して行う場合
	単位 446 1割負担 446円 2割負担 892円 3割負担 1,338 F
	※在宅時医学総合管理料又は特定施設入居時等医学総合管理料を
	算定する場合
	(4) 単一建物居住者1人に対して行う場合※
	単位 299 1割負担 299円 2割負担 598円 3割負担 897円
	(5) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合※
	単位 287 1割負担 287円 2割負担 574円 3割負担 861円
	(6) 単一建物居住者10人以上に対して行う場合※
	単位 260 1割負担 260円 2割負担 520円 3割負担 780円
2 歯科医師が行う	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
居宅療養管理指導	単位 517 1割負担 517円 2割負担 1,034円 3割負担 1,551 5
介護予防居宅療養管理指導	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
	単位 487 1割負担 487円 2割負担 974円 3割負担 1,461 F
	(3) 単一建物居住者10人以上に対して行う場合
	単位 441 1割負担 441円 2割負担 882円 3割負担 1,323 F
3 薬剤師が行う	(1)単一建物居住者1人に対して行う場合
居宅療養管理指導	単位 566 1割負担 566円 2割負担 1,132円 3割負担 1,698
介護予防居宅療養管理指導	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
	単位 417 1割負担 417円 2割負担 834円 3割負担 1,251 F
	(3) 単一建物居住者10人以上に対して行う場合
	単位 380 1割負担 380円 2割負担 760円 3割負担 1,140 F
4 管理栄養士が行う	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合
居宅療養管理指導	単位 545 1割負担 545円 2割負担 1,090円 3割負担 1,635 月
介護予防居宅療養管理指導	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合
(※1)	単位 487 1割負担 487円 2割負担 974円 3割負担 1,461
居宅療養管理事業所	(3) 単一建物居住者10人以上に対して行う場合
	単位 444 1割負担 444円 2割負担 888円 3割負担 1,332 F

5 管理栄養士が行う	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合							
居宅療養管理指導	単位	525	1割負担	525 円	2割負担	1,050円	3割負担	1,575円
介護予防居宅療養管理指導	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合							
(※1)	単位	467	1割負担	467 円	2割負担	934 円	3割負担	1,401円
居宅療養管理事業所	(3) 単一建物居住者10人以上に対して行う場合							
以外	単位	424	1割負担	424 円	2割負担	848 円	3割負担	1,272円
6 歯科衛生士が行う	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合							
居宅療養管理指導	単位	362	1割負担	362 円	2割負担	724 円	3割負担	1,086円
介護予防居宅療養管理指導	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合							
(※2)	単位	326	1割負担	326 円	2割負担	652 円	3割負担	978 円
	(3) 単一建物居住者10人以上に対して行う場合							
	単位	295	1割負担	295 円	2割負担	590 円	3割負担	885 円

- (※1) 急性憎悪等により一時的に頻回の栄養管理を行う必要がある場合は、医師の特別の 指示の日から30日間に限り、さらに2回まで。
- (※2) 月4回まで。また、末期の悪性腫瘍の利用者には、月6回まで